

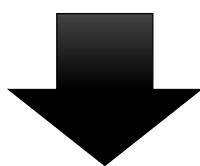
浜松市旅館業法/公衆浴場法施行条例を改正しました

国の指針である「公衆浴場における衛生等管理要領」等が改正されたことを踏まえ、公衆浴場等における混浴に関するトラブルを防止するために市の条例を改正しました。



—令和5年10月1日から変わりました—

「10歳以上の男女を混浴させないこと。」



「7歳以上の男女を混浴させないこと。」



出世大名
家康くん

©浜松市

皆様が快適に利用できるよう

ご理解とご協力をお願いいたします。

浜松市健康福祉部保健所
生活衛生課／保健所浜北支所

